労務 ROAD

■労働関係法令の改正情報について

今年も早いものであと数日を残すところとなりました。来る令和4年にも多くの 労務に関する法律の改正が行われます。そこで令和3年に行われた法改正の概要と、 令和4年に行われる法改正の概要をピックアップしてお伝えします。

令和3年に施行されたもの

施行日・項目名	内容
1月1日	育児・介護休業法施行規則等が改正され、育児や介護を
育児・介護休業法が改正	行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取
	得することができるようになりました。
4月1日	正社員と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期
パートタイム・有期雇用労	雇用労働者)との間の不合理な待遇差を禁止し、同一労
働法の適用(中小企業につ	働同一賃金への対応が求められることとなりました。
いて)	(※大企業については令和2年4月から施行済み)
4月1日	70 歳までの就業確保措置(定年引き上げ、70 歳までの
高齢者雇用安定法が改正	継続雇用制度の導入、定年廃止等)を講じることが「努
	力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離
	職届等の対象が追加されました。

令和 4 年に施行が予定されているもの

施行日・項目名	内容
4月1日	一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活
女性活躍推進法が改正	躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働
	者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されま
	す。
4月1日	中小企業事業主に対し、パワーハラスメントの防止のた
労働施策総合推進法が改正	めに雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されま
	す。(令和4年3月31日までは努力義務)
4月1日	現行の育休制度とは別に、男性が出産直後の時期に柔軟
育児・介護休業法が改正	に取得することができる育休制度が新設されます。加え
	て、雇用環境の整備、妊娠・出産の申出をした労働者に
	対する個別の周知・意向確認の措置を講じることが事業
	主の義務となります。

【厚生労働省より】

■編集後記(労務 ROAD 編集担当より)

今年の労務 ROAD も最後になりました。来年も、より良い内容の労務 ROAD を配信できるよう、日々精進してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



VOL.780 (2112—4)



〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 LUCID SUQUARE SEMBA 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-j.net/ 編集:木下・姚・茅原・田村

社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6264-6543まで!

平素より大変お世話になっったおります。令和4年より 中国版ツイターと呼ばれる SNSの「Weibo」に配信開始を決定致しました! 外国人として視点から社会の分務関係の知識や社の日常業務、仕事中に配信 させて頂きます。 気になられる方は

ぜひフォロー してみて ください。 (姚)



12月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・賞与支払届の提出(賞与 支払日から 5 日以内)